

**平成24年度 行政評価報告書**  
**(第1・2次評価結果報告書)**

**平成24年9月**  
**清瀬市行政評価委員会**

## 平成24年度 行政評価報告書

### 目次

1	平成24年度行政評価制度の実施について	1頁
2	評価対象事業	3頁
3	第1次および第2次評価にかかる評価表について	4頁
4	第1次および第2次評価結果一覧	5頁
5	第1次および第2次評価にかかる評価表	6頁
6	外部評価対象事業	7頁

### 資料

1	清瀬市行政評価実施要綱	8頁
2	清瀬市行政評価外部評価実施要綱	11頁
3	平成24年度清瀬市行政評価表 全25事業	13頁

## 1 平成24年度 行政評価制度の実施について

清瀬市ではこれまで行政評価制度として事務事業評価を実施してきたが、その手法は、内部評価にとどまっており、行政評価制度そのものが形骸化しつつある。また、第4次清瀬市行財政改革大綱が、PDCAサイクルの構築を主軸としていることから、行政評価制度においても、その趣旨により近い手法を採用していく必要がある。

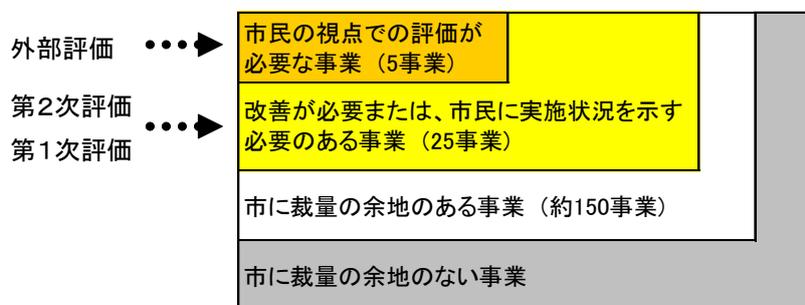
そこで内部のみでの評価に限界があるとして、より透明性が高く、市民への説明責任を果たす行政改革手法として、平成24年度より外部評価を導入することとした。これは、行政枠内でのみの改善作業から、広く市民の視点に立った事業改善に努めることを目的とし、その結果は、次年度の予算編成の際に活用を図り、外部評価導入によるPDCAサイクルの構築を確実にしていくものである。

上記のことを踏まえ、平成24年度行政評価の実施について、下記とおりにした。

### (1) 評価対象事業について

- ①事務事業について、市の裁量の余地のある事業を評価する。
- ②第1次評価対象事業として、事業の必要性、有効性等をもとに、改善が必要と認められる事業や、市民に事業の実施状況を示す必要のある事業などを抽出し、評価を実施する。原則として各課1事業を対象とする。
- ③第2次評価は、第1次評価対象事業について評価する。
- ④第2次評価結果を受けて、市民の視点での評価を必要とする事業について、外部評価委員会を設置し、委員会での評価を諮るものとする。

#### 【平成24年度評価対象】



### (2) 評価内容

第1次評価は、事務事業を所管する課において、当該事務事業の「必要性」「有効性」「効率性」「代替性」の視点から実施状況の評価する。

第2次評価は、第1次評価の結果に基づき、清瀬市行政評価委員会がその事業等を検証し、「拡充」「継続（現状維持）」「見直し」「休・廃止」の4区分により事業の方向性を評価する。

外部評価は、清瀬市行政評価委員会が、市民の視点での評価を必要とするとして選定した事業について、清瀬市行政評価外部評価委員会によって、その事業等を検証し、「必要性」「有効性」「効率性」「代替性」の視点から実施状況の評価するとともに、最終的に「拡充がふさわしい」「現状維持・継続がふさわしい」「一部改善を要する」

「全体的な見直しを要する」の4区分により事業の方向性を評価する。

**(3) 結果の公表**

評価結果の公表については、評価したすべての事務事業を公表する。

**(4) 清瀬市行政評価委員会**

行政評価委員会について、清瀬市行政評価実施要綱第7条（資料1）に基づき、以下のように構成する。

**【平成24年度清瀬市行政評価委員会】**

副市長（委員長）  
企画部長  
総務部長  
企画課長  
財政課長  
職員課長

**(5) 清瀬市行政評価外部評価委員会**

行政評価外部評価委員会は、清瀬市行政評価外部評価実施要綱第4条（資料2）に基づき、以下のように構成する。

**【平成24年度清瀬市行政評価外部評価委員会】**

①公募市民（7名）、②学識を有する者（3名）

	役職	氏名	区分	所属等
1	委員長	星野 泉	学識経験者	明治大学政治経済学部 教授
2	副委員長	菅原 敏夫	学識経験者	公益財団法人地方自治総合研究所 研究員
3	委員	堀 淳一	学識経験者	堀税理士事務所 税理士
4	委員	板倉 美代子	公募市民	
5	委員	臼井 宏子	公募市民	
6	委員	菊谷 隆	公募市民	
7	委員	小西 一午	公募市民	
8	委員	中川 忠	公募市民	
9	委員	林 光夫	公募市民	
10	委員	吉岡 袈裟喜	公募市民	

（役職・区分別五十音順、敬称略）

## 2 評価対象事業

整理番号	担当課	行政評価対象事業
1	企画課	市民活動センター関係事業
2	秘書広報課	市報きよせ発行事業
3	男女共同参画センター	女性広報発行事業
4	総務課	庁舎維持管理事業
5	文書法制課	浄書印刷関係事業
6	職員課	職員研修事業
7	情報政策課	新基幹情報システム事業
8	防災防犯課	市民安全推進事業
9	市民課	松山地域市民センター管理事業
10	徴収課	収納管理事務事業
11	産業振興課	消費者保護対策事業費
12	生活福祉課	福祉資金貸付事業
13	障害福祉課	障害者福祉センター事業
14	高齢支援課	敬老記念事業
15	健康推進課	健康増進事業
16	子育て支援課	市立保育園運営事業
17	児童センター	児童センター事業
18	まちづくり課	市営住宅等管理事業
19	道路交通課	駅前広場維持事業
20	水と緑の環境課	花のあるまちづくり事業
21	ごみ減量推進課	収集作業事業
22	教育総務課	施設維持管理事業（小・中学校）
23	指導課	教育相談センター関係事業
24	生涯学習スポーツ課	文化活動振興事業
25	図書館	図書館運営事業

※外部評価対象事業は、清瀬市行政評価委員会にて、上記25事業から5事業を選定。  
 （「6 外部評価対象事業」を参照）

### 3 第1次および第2次評価にかかる評価表について

第1次および第2次評価にかかる評価表は、事業の実施内容などが記入された事業データ、事業に係わる経費、この2点をもとに事業担当課による第1次評価、清瀬市行政評価委員会による第2次評価の結果が記載されている。

#### 【評価表の見方】

平成24年度 清瀬市行政評価表		事業担当課	
<b>事務事業名</b>		<b>事業に係わる経費など（平成23年度実績）</b>	
<b>事業データ</b>		決算額 千円	
事業の目的	<b>事業データ部分</b>	財源の種類	市 千円 備考:
法令等根拠			国・都 千円
対象 (受益者など)			市債 千円
事業の 必要性と内容			ほか 千円
事業の実績		事業費の 主な内訳	人件費合計(i+ii) 人 千円
事業の効果		人件費 所要人員	i 一般職員 人 千円
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直しなど)		ii 嘱託職員 人 千円	
		<b>第1次評価 事業担当課での評価</b>	
		<input type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い <input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている <input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い <input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている <input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問 <input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である	
		<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている <input type="checkbox"/> 代替性 <input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である <input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている <input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能 <input type="checkbox"/> 改善の余地がある <input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能	
		<b>第2次評価 庁内評価</b> <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続(現状維持) <input type="checkbox"/> 意見 <input type="checkbox"/> 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 休廃止	

#### 4 第1次および第2次評価結果一覧

##### (1) 第1次評価内容

下記の「必要性」「有効性」「効率性」「代替性」の4つの視点から実施状況进行评估する。

必要性	事業の必要性が非常に高い	… 非常に高い	有効性	社会的効果を十分もたらしている	… 効果十分
	事業の必要性が高い	… 高い		社会的効果をもたらしている	… 妥当
	事業の実施に疑問がある	… 疑問		社会的効果が不十分である	… 不十分
効率性	最小の経費で最大の効果をあげている	… 最大の効果	代替性	市が実施すべき事業である	… 市
	経費相当の効果をあげている	… 経費相当		部分的に他の主体での実施が可能	… 部分的に他
	改善の余地がある	… 改善		全体的に他の主体での実施が可能	… 全体的に他

##### (2) 第2次評価内容

各事業の今後の方向性を「拡充」「継続（現状維持）」「見直し」「休・廃止」の4点で評価する。

##### (3) 評価結果一覧

整理番号	担当課	行政評価対象事業	第1次評価				第2次評価
			必要性	効率性	有効性	代替性	
1	企画課	市民活動センター関係事業	非常に高い	経費相当	妥当	全体的に他	見直し
2	秘書広報課	市報きよせ発行事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	部分的に他	継続
3	男女共同参画センター	女性広報発行事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	継続
4	総務課	庁舎維持管理事業	非常に高い	経費相当	妥当	部分的に他	見直し
5	文書法制課	浄書印刷関係事業	非常に高い	経費相当	効果十分	全体的に他	継続
6	職員課	職員研修事業	非常に高い	経費相当	効果十分	部分的に他	拡充
7	情報政策課	新基幹情報システム事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	見直し
8	防災防犯課	市民安全推進事業	非常に高い	経費相当	効果十分	部分的に他	拡充
9	市民課	松山地域市民センター管理事業	高い	経費相当	妥当	全体的に他	見直し
10	徴収課	収納管理事務事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	拡充
11	産業振興課	消費者保護対策事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	部分的に他	見直し
12	生活福祉課	福祉資金貸付事業	非常に高い	経費相当	妥当	全体的に他	見直し
13	障害福祉課	障害者福祉センター事業	非常に高い	経費相当	効果十分	全体的に他	継続
14	高齢支援課	敬老記念事業	高い	経費相当	妥当	市	見直し
15	健康推進課	健康増進事業	非常に高い	経費相当	効果十分	部分的に他	見直し
16	子育て支援課	市立保育園運営事業	非常に高い	経費相当	効果十分	全体的に他	見直し
17	児童センター	児童センター事業	非常に高い	最大の効果	妥当	市	見直し
18	まちづくり課	市営住宅等管理事業	高い	最大の効果	妥当	部分的に他	見直し

整理番号	担当課	行政評価対象事業	第1次評価				第2次評価
			必要性	効率性	有効性	代替性	
19	道路交通課	駅前広場維持事業	高い	最大の効果	妥当	全体的に他	継続
20	水と緑の環境課	花のあるまちづくり事業	非常に高い	経費相当	効果十分	部分的に他	見直し
21	ごみ減量推進課	収集作業事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	部分的に他	見直し
22	教育総務課	施設維持管理事業（小・中学校）	非常に高い	経費相当	妥当	部分的に他	見直し
23	指導課	教育相談センター関係事業	非常に高い	経費相当	効果十分	市	見直し
24	生涯学習スポーツ課	文化活動振興事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	拡充
25	図書館	図書館運営事業	非常に高い	最大の効果	効果十分	市	見直し

## 5 第1次および第2次評価にかかる評価表

- 平成24年度事務事業評価は平成23年度実施事務事業を対象とする。
  - 事務事業評価表は担当課順としている。
  - 各事務事業には担当課順に整理番号を付番している。
- ※平成24年度清瀬市行政評価表は巻末のとおりである。

## 6 外部評価対象事業

本年度の外部評価対象事業として、下記の5事業を選定した。

なお、外部評価結果については、清瀬市行政評価外部評価委員会より別途報告予定である。

### (1) 外部評価対象事業選定の基準

- 予算規模100万円以上の事業
- 一般財源の比率が総事業費の80%以上の事業
- 概ね3年以上継続しており、平成24年度も引続き実施している事業
- 外部の評価を参考としたい事業
- 新規の継続事業で効果や課題を明らかにする必要がある事業
- 以下に該当するものは対象外とする
  - 単年度で終了する事業、すでに事業継続の見込みが無い事業
  - すでに今年度中に見直しをする可能性が生じている事業
  - 市の裁量が乏しい事業
  - 調査研究の段階にあり、予算規模が見込めない事業

### (2) 外部評価対象事業

	整理番号	担当課	行政評価対象事業
1	1	企画課	市民活動センター関係事業
2	9	市民課	松山地域市民センター管理事業
3	11	産業振興課	消費者保護対策事業
4	14	高齢支援課	敬老記念事業
5	15	健康推進課	健康増進事業

## 清瀬市行政評価実施要綱

平成17年 5月25日訓令第46号

改正

平成19年 3月30日訓令第23号

平成20年 3月31日訓令第19号

平成24年 5月31日訓令第61号

## (目的)

第1条 この要綱は、清瀬市の事務事業の執行に係る行政評価を実施することにより、市の行財政運営の継続的な見直しを行うとともに職員の意識改革を図り、市政に関する市民への説明責任を果たし、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務事業 特定の行政課題等に対応するための具体的な方策について、これらを実現するための個々の行政手段としての事務及び事業をいう。
- (2) 行政評価 事務事業について、その実施結果及び効果を分析し検証を行うことをいう。
- (3) 清瀬市行政評価委員会 行政評価の円滑な執行を図るとともに、評価の客観性を確保することを目的に設置する委員会をいう。

## (行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、清瀬市組織規則（昭和48年清瀬市規則第8号）第2条により設置された課等、清瀬市教育委員会事務局組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第3号）第2条第1項により設置された課、清瀬市立図書館組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第5号）第2条により設置された課、清瀬市郷土博物館組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第6号）第2条により設置された課、会計管理者の補助組織に関する規則（平成19年清瀬市規則第13号）第1条により設置された課、清瀬市議会事務局設置条例（昭和35年清瀬町条例第9号）第1条により設置された局、清瀬市監査委員条例（平成14年清瀬市条例第25号）第3条第1項により設置された局、清瀬市選挙管理委員会規程（平成8年清瀬市選挙管理委員会規程第1号）第19条第1項により設置された局並びに清瀬市農業委員会事務局の設置及び運営に関する規程（昭和45年清瀬市農業委員会規程第1号）第2条により設置された局（以下「課等」という。）の所掌する事務事業を対象とする。

## (行政評価の内容)

第4条 行政評価の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第一次評価 清瀬市行政評価委員会が選定する事務事業を所管する課等において、当該事務事業の必要性、効率性、有効性及び代替性等の観点からその事務事業の実施状況を評価し、その結果に基づく総合評価を行う。
- (2) 第二次評価 第一次評価の結果を受け、清瀬市行政評価委員会がその事業の効果を検証し、総合的な評価を行う。

## (行政評価委員会の設置)

第5条 行政評価の円滑な執行を図るため、清瀬市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌事項）

第6条 委員会の所掌事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 行政評価の対象となる事務事業を選定すること。
- （2） 委員会により選定された事務事業を所管する課等に通知すること。
- （3） 第一次評価の結果を受け第二次評価を実施すること。
- （4） 第二次評価の結果を市長に報告すること。

（委員会の組織及び運営）

第7条 委員会は、市長が委員として任命する副市長及び6人以内の市職員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長が事前に指名する委員をもって委員長の職務を代理させる。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 5 委員会は委員長が招集する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

（行政評価の実施）

第9条 第6条第2号に規定する選定の通知を受けた課等は、速やかに行政評価を実施するものとする。

（外部評価）

第10条 行政評価については、その客観性を確保するため、外部の異なった視点による評価（次項において「外部評価」という。）を実施するものとする。

- 2 外部評価の実施方法その他の外部評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（行政評価の公表）

第11条 市長は、行政評価の結果を市民に公表するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年5月25日から施行する。  
（清瀬市行政評価委員会設置要綱の廃止）
- 2 清瀬市行政評価委員会設置要綱（平成16年清瀬市訓令第53号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月30日訓令第23号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現に在職する収入役がこの訓令施行後において任期中に

あるときは、改正前の要綱第3条の収入役に係る規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年3月31日訓令第19号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月31日訓令第61号）

この訓令は、公布の日から施行する。

## 清瀬市行政評価外部評価実施要綱

平成24年 5月31日訓令第60号

## (目的)

第1条 この要綱は、市の行財政運営の継続的な見直し、職員の意識改革、市政に対する市民への説明責任等を果たすため、市の事務事業の執行に係る行政評価（清瀬市行政評価実施要綱（平成17年清瀬市訓令第46号）第2条に規定する行政評価に同じ。以下「行政評価」という。）に外部評価制度を導入し、透明性を確保して効率的、かつ効果的な市政運営を推進することを目的とする。

## (委員会の設置)

第2条 市長は、市が実施する行政評価に学識経験者等の意見、提案等を取り入れて行政評価の客観性を確保するため、清瀬市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政評価結果に市民の視点で評価を行うこと。
- (2) 市が実施した行政評価結果に専門家の視点で評価を行うこと。
- (3) 行政評価制度の改善に意見を述べること。
- (4) その他市長が特に必要と認めたこと。

## (組織)

第4条 委員会は、市長が次の各号に掲げる者から委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前各項に定めるほか委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員の意見を聴き定める。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会の会議において議事を決するとき、出席委員の過半数以上の賛成等を要するものとする。

## (外部評価結果の報告)

第7条 委員長は、第3条に規定する所掌事項を執行することにより外部評価が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項に拘らず市長に対して行政評価システム全般に意見を提案することができる。

(報告結果の利用等)

第8条 市長は、前条第1項に規定する報告があったときは、庁議及び部課長会議その他の会議で職員にその内容を周知しなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定による提案があったときは、これを尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価における外部評価の実施に必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成24年度清瀬市行政評価表 全25事業

平成24年度行政評価対象事業

整理番号	担当課	行政評価対象事業
1	企画課	市民活動センター関係事業
2	秘書広報課	市報きよせ発行事業
3	男女共同参画センター	女性広報発行事業
4	総務課	庁舎維持管理事業
5	文書法制課	浄書印刷関係事業
6	職員課	職員研修事業
7	情報政策課	新基幹情報システム事業
8	防災防犯課	市民安全推進事業
9	市民課	松山地域市民センター管理事業
10	徴収課	収納管理事務事業
11	産業振興課	消費者保護対策事業費
12	生活福祉課	福祉資金貸付事業
13	障害福祉課	障害者福祉センター事業
14	高齢支援課	敬老記念事業
15	健康推進課	健康増進事業
16	子育て支援課	市立保育園運営事業
17	児童センター	児童センター事業
18	まちづくり課	市営住宅等管理事業
19	道路交通課	駅前広場維持事業
20	水と緑の環境課	花のあるまちづくり事業
21	ごみ減量推進課	収集作業事業
22	教育総務課	施設維持管理事業（小・中学校）
23	指導課	教育相談センター関係事業
24	生涯学習スポーツ課	文化活動振興事業
25	図書館	図書館運営事業